

## 西諸医師会会館使用規程

第1条 西諸医師会（以下「本会」という。）は、本会業務に支障のない時期に限り、本会が適当と認め、且つ本会の諸規程を遵守履行する会員、医療関係団体及び会長が認めた者等に対して会館の使用を許可する。但し、下記の者については許可しない。

- (1) 営利を目的とする者
- (2) 22時以降に使用する者

第2条 本会館の使用を希望するものは、あらかじめ所定の申込書（付表1）に使用料（付表2）を添えて申し込むこと。

第3条 使用料は特別の事情がある場合を除き、原則として返金しない。

第4条 次の場合は使用許可を取り消す。

- (1) 会館の諸規定に違反したとき
- (2) 公の秩序を害したとき
- (3) 災害や事故等で使用できなくなったとき
- (4) その他止むを得ないとき

第5条 申込以外の場所の無断使用及び転貸、又は使用目的、内容等の変更を禁ずる。

第6条 使用に際しては下記について注意すること。

- (1) 申込書の使用時間には準備と後片付けに要する時間を含める。
- (2) 火災防止のため所定の場所以外での喫煙及び火器の無断使用を禁ずる。
- (3) 机、椅子の配列、看板ポスター等の掲示については、本会職員の指示に従うこと。終了後は本会職員の点検を受けること。
- (4) 使用者は建物、設備、備品等を責任を持って管理し、万一破損、汚損等の場合はその損害を賠償すること。
- (5) 原則として館内での食事を禁ずる。但し、本会の許可を得た場所での食事、お茶等についてはこの限りではない。
- (6) 駐車場の使用にあたっては、本会職員とあらかじめ協議の上、十分な管理を行うこと。

第7条 この規程に定めのない事項については、本会職員の指示に従うこと。

附則

- 1 この規則を変更しようとするとき、または廃止しようとするときは、理事会の承認を得なければならない。
- 2 この規程は平成24年4月1日から施行する。
- 3 この規則は、平成27年3月27日から一部改正し施行する。
- 4 この規程は、令和6年12月11日から一部改正し施行する。